

熱海市宿泊税条例（案）への意見募集結果

～貴重なご意見、ご提言ありがとうございました～

＜意見募集の概要＞

募集概要	1. 計画(案)の公表方法 (1) 热海市ホームページに掲載 (2) 閲覧用の条例(案)を窓口3箇所に設置（税務課【市役所第一庁舎1階】、南熱海支所及び泉支所）
	2. 意見の募集期間 令和4年12月1日（木）～令和5年1月10日（火）
	3. 意見の提出方法 直接提出、郵送、FAX、電子メールにて受付
募集結果	1. 意見提出者の数 22人 2. 提出意見の性質・項目別件数 16件

＜意見の反映状況＞

反映状況の区分	件数
条例（案）に反映したもの	0件
既に条例（案）に盛り込み済みのもの	0件
今後の参考とさせていただくもの	4件
意見として伺うもの	12件

※ 今回のパブリックコメントは、宿泊税条例（案）に対するご意見等の募集でしたが、新税の制度に係るご意見が全てでしたので、条例案の規定ぶりなどへ反映できるものはありませんでした。

主な意見は、下表にまとめ、応答していますが、この他にも多数のご意見をいただきました。今後の事務執行の参考とさせていただきます。

反映状況の区分	主な意見の概要	市の考え方
意見として伺うもの	【課税の目的】 ・入湯税だけでなく宿泊税を課することは、宿泊するだけで多くの税を払う印象があり、熱海が旅行の目的地として選ばない方が出てくる。 ・箱根温泉、湯河原温泉、伊東温泉など近隣には有名な温泉地があり、宿泊税を課す熱海ではなく、近隣に行こうとなり、宿泊客が減少するのではないか。	・基幹産業が観光業である本市が、将来にわたり存続していくためには、その基幹産業を振興していく必要があります。 観光振興施策を積極的かつ継続的に質、量とも高い水準で行っていくための安定的政策財源として、法定外目的税である宿泊税を導入し、その税収を、観光業の振興のための経費に限定して使用していきます。また、宿泊税は、前述の

<p>意見として伺うもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊税を課すのでなく、また熱海に行こうと思ってもらえることが有益である。 ・市税収入が下がる可能性から、宿泊税を課すことでの収入を穴埋めとするようなことは許されるものではない。 	<p>ように資金使途が限定される目的税ですので、市税の減収を埋めるために課税するものではありません。</p> <p>・宿泊税を先行導入している自治体に確認しましたが、税の導入により宿泊者数が減少したとの情報はありませんでした。</p> <p>本市では、宿泊税を観光客を増加させるための施策等に充てるほか、今後創設するDMOの運営資源として、DMOが様々なデータやエビデンスに基づいた効果的な観光施策を企画し、実現していくことで、地域全体の魅力が向上し、より多くの観光客が熱海を目的地とし、継続的に訪れていただけるよう努めます。</p>
	<p>【課税の目的、納税義務者等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税収の落ち込みを観光施策の受益者である宿泊者のみに求めるのはなぜか。宿泊者から地方消費税と入湯税ですでに受益者負担はされているのではないか。 ・一部の観光客（宿泊客）だけに税を課すのはおかしい。 ・宿泊税を観光業や市内経済の発展のために使うなら、日帰り客からも税としていただかなければおかしい。 ・入湯税との二重課税ではないか、入湯税の引上げではだめなのか。 ・いわゆるラブホテルの利用者も課税対象となるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・前述のとおり、宿泊税によって税収の減を補填しようとするものではありません。 ・観光振興施策や観光施設整備による利便性の受益者は、宿泊者や日帰り客に限らず、全ての観光来遊客及び市民となりますが、市民を除くと宿泊者は、熱海での滞在時間が長いことから、観光振興施策を始めとする行政サービスの受益の度合いが大きくなります。さらに受益の程度に応じた課税対象として適正に把握が可能であることから、租税原則における、簡素、公平、中立に適っており、先行する自治体でもこのような視点で宿泊者に、広く負担をお願いしているものと考えています。 入湯税の税率の引上げなど、他の財源確保の方法も考えられるところですが、前述のとおり、受益の

意見として伺うもの		<p>程度の視点から入湯税率の引上げよりも適正性や妥当性が高いと判断しています。また、地方消費税は、都道府県が課税し、市町村に税収の2分の1が交付されるものであり、その使途は主に社会保障費に充てるものと限定されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入湯税は入湯行為、宿泊税は宿泊行為と異なる行為に対して税を課することから、二重課税には当たらないと捉えております。 ・宿泊税は、旅館業法に定める施設のほか、住宅宿泊事業法に定める施設における有料での宿泊を課税対象にしており、これらに該当する施設において、宿泊行為を行えば課税することになります。
<p>【免税点】</p> <p>宿泊税の先行導入自治体では1人1万円以下の宿泊料金は、非課税の措置があるが、なぜ低料金に対する非課税措置は行われないのか。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊者の皆様は、宿泊料金の水準にかかわらず、観光振興施策等の行政サービスを等しく受益されることや中立、公平で簡素な租税原則を勘案し、広く一定の負担を求める制度とすることが望ましいと考えることから、免税点を設けないことにしています。
<p>【税率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊者1人1泊につき200円とする根拠は何か。 ・他地域の例では、免税点の設定や宿泊料金により税額を変動させる定率制もあるが、なぜ定額制とするのか。 		<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度策定の熱海市観光基本計画における方針や考え方に基づき、取り組むべき事業を想定し、観光に係る行政需要額を試算すると年間約10億円の財源が必要となりました。 このうち観光客に直接的に受益として還元されると考えられる事業を積算すると7億円規模の新たな財源が求められます。令和7年度までに宿泊者数325万人をKPIとして設定している当該計画が

意見として伺うもの		<p>実現すると、1人1泊200円の税率による宿泊税収入見込額は6億5,000万円に達し、求められる7億円の財源規模に対して一定程度の収支が確保できるようになると見込まれます。</p> <p>さらに、宿泊税の税率については、先行自治体において設定されている税率の範囲内と考えており、それらと比べ過度な負担としないようしています。</p> <p>なお、定額の税率については、宿泊者が享受する観光振興施策等の行政サービスは宿泊料金や税額の水準に関わらず、等しく提供されるものであり、受益の程度に大きな差が生じるものではないと考え、税率を定額としています。</p>
今後の参考とさせていただくもの	<p>【使途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税金の使途が不透明で、お客様に理解いただけるか疑問である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊税は、法定外目的税であり、特定の目的のために税を課し、そのために税を使うことを納税者に約束するものになります。また、法定外目的税を導入するには、総務大臣の同意が必要となり、その同意要件として特定の目的を達成するために課するものとすることが求められております。 <p>従いまして、国と納税者の両方にこうしたことを約束しているものとなりますことから、観光振興財源としての目的以外の用途に宿泊税を使用することはありません。</p>
	<p>【徴収コスト】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊税の導入による宿泊施設のシステム改修費用はどこが負担するのか。 ・税率200円で事務コストを賄えるか疑問を感じ、宿泊施設側に徴収コス 	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊税が導入された際には、特別徴収義務者となる宿泊施設において、宿泊税に係る帳簿等の作成や税の申告と納入に関する事務、チェックイン時における宿泊税に関する説明等を行っていただくこ

今後の参考とさせていただくもの	<p>トを押し付けているのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none">宿泊税の徴収の際、宿泊施設のスタッフが宿泊者に対し説明することになり、予約時や受付窓口での混乱が予想される。	とになると見込まれます。また、料金算定システム等の改修費用に係る経済的負担等も見込まれることから、先行自治体の取り組み等を参考にしながら、宿泊税に関する説明パンフレットの作成、初期費用や期限内納入奨励に関する支援制度の創設等を考慮し、宿泊事業者の皆様の負担軽減につながるよう、その対応方法を幅広に検討していきます。
-----------------	--	---